

東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科の学位論文審査要項

平成16年4月1日

海洋大規第 240号

改正	平成20年 2月21日	海洋大規第240-2号
改正	平成24年 3月 7日	海洋大規第 39号
改正	平成24年11月22日	海洋大規第 132号
改正	平成25年 7月18日	海洋大規第 42号
改正	平成26年10月23日	海洋大規第 79号
改正	平成30年 9月10日	海洋大規第 83号
改正	令和元年 6月20日	海洋大規第 95号
改正	令和 2年 3月31日	海洋大規第 49号
改正	令和 3年10月28日	海洋大規第 120号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要項は、東京海洋大学学位規則（以下「学位規則」という。）の規定による学位論文の審査及び最終試験並びに学力の確認等について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 修士の学位

(論文題目の届出)

第2条 修士の学位の授与に係る論文（以下この章において「学位論文」という。）の審査を申請する学生は、学位論文の題目及び研究内容を、次の各号に掲げる期日までに主指導教員に届け出なければならない。

- 一 3月修了予定者 前年の11月の所定の日
 - 二 9月修了予定者 6月の所定の日
- 2 主指導教員は、前項の届出に対し、論文審査委員候補者を記載した後、大学院海洋科学技術研究科長（以下「研究科長」という。）に速やかに提出しなければならない。
- 3 前2項の規定は、学位論文の題目を変更する場合に準用する。

(審査の申請)

第3条 学位論文の審査を申請する学生は、次の各号の申請書類を主指導教員の承認を得た上、研究科長に提出しなければならない。

- 一 学位論文審査申請書 1通
 - 二 審査用学位論文（和文又は英文とする。） 1編
 - 三 論文内容の要旨 2通
 - 四 大学院学則第29条の規定に基づく在学期間短縮が認められた場合には、「博士前期課程における優れた業績及び博士後期課程における優れた研究業績に関する申合せ」（平成22年6月10日大学院教務委員会決定）の（1）に定める公表論文 各1通
 - 五 大学院海洋科学技術研究科が指定する研究者倫理教育を修了したことを証明する書類 1通
- 2 前項の申請書類は、次の期日までに提出しなければならない。
- 一 3月修了予定者 1月の所定の日
 - 二 9月修了予定者 7月の所定の日
- 3 学位論文の審査を申請した学生が、学位論文の審査に合格し、博士前期課程修了が認められた場合は、製本した学位論文1冊を、研究科長に提出しなければならない。
- 4 研究科長は、前項の規定により提出された学位論文を、学位規則第24条第1項の規定により本学の附属図書館に送付するものとする。

(審査の付託)

第4条 研究科長は、学位論文を受理したときは、その審査を大学院研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）に付託するものとする。

(審査委員会)

第5条 研究科教授会は、前条の付託を受けたときは、学位論文1編ごとに、学位規則第10条第3項の規定に基づく審査委員会を組織するものとする。

2 研究科教授会は、学位規則第10条第6項の規定に基づく他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員に加える場合には、当該教員等の略歴調書及び研究業績一覧により、その資格を判定するものとする。

3 審査委員会は、前項の審査委員以外の審査委員の中から、主査1名を互選するものとする。

4 審査委員会は、審査委員が疾病又は外国出張等のやむを得ない理由により審査を行うことができない場合は、研究科教授会の議を経て、審査委員を変更することができる。

(公開発表会)

第6条 審査委員会は、当該学位論文に係る公開発表会を行うものとする。

2 公開発表会は、原則として次の期日までに行うものとする。

- 一 3月修了予定者 2月の所定の日
- 二 9月修了予定者 8月の所定の日

(学位論文の審査基準)

第7条 審査委員会は、学位論文の審査を行うにあたり、前条の公開発表会の内容と併せて、当該学位論文が各研究分野における学術的意義、新規性、独創性及び応用的価値を有していることを確認するものとする。

(最終試験)

第8条 最終試験は、学位規則第11条の規定に基づき行うものとする。

(学位論文の審査及び最終試験の期間)

第9条 学位論文の審査及び最終試験は、次の期日までに終了するものとする。

- 一 3月修了予定者 2月の所定の日
- 二 9月修了予定者 9月の所定の日

(報告書の提出)

第10条 審査委員会は、学位規則第14条第1号の規定に基づき、研究科教授会に報告するものとする。

第3章 博士の学位

第1節 課程修了による博士の学位

(受理審査)

第11条 課程修了による博士の学位の授与に係る論文（以下この節において「学位論文」という。）の審査を申請する学生は、東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科博士後期課程での学位論文中間発表に関する申合せに定める学位論文の中間発表を終了した後、次条の規定による論文題目の届出に先立ち、当該学位論文を主指導教員に提出し、その学位論文の受理の可否について、審査（以下「受理審査」という。）を受けなければならない。

2 受理審査に関し必要な事項は、別に定める。

(論文題目の届出)

第12条 学位論文の審査を申請する学生は、学位論文の題目及び研究内容を、次の各号に掲げる期日までに主指導教員に届け出なければならない。

- 一 3月修了予定者 前年の11月の所定の日
- 二 9月修了予定者 6月の所定の日

2 主指導教員は、前項の届出に対し、論文審査委員候補者を記載した後、研究科長に速やかに提出しなければならない。

3 前2項の規定は、学位論文の題目を変更する場合に準用する。

(審査の申請)

第13条 課程修了による博士の学位の授与に係る論文の審査を申請する学生(以下「申請学生」という。)は、第11条の規定による受理審査を受けた後、次の各号の申請書類を主指導教員の承認を得た上、研究科長に提出しなければならない。

- 一 学位論文審査申請書 1通
- 二 審査用学位論文(和文又は英文とする。) 1編
- 三 論文目録 1通
- 四 学位論文内容の要旨(和文の場合は、2,000字程度、英文の場合は、1,200語程度とする。)

2通

- 五 履歴書 1通

六 学位規則第8条第1項ただし書きの規定に基づく学位論文の審査の参考となる公表論文(課程博士・論文博士の学位審査基準(論文数等)に関する申合せ1(1)に定める公表論文とする。なお、大学院学則第30条の規定に基づく在学期間短縮が認められた場合には、「博士前期課程における優れた業績及び博士後期課程における優れた研究業績に関する申合せ」の(2)に定める公表論文とする。) 各1通

七 前号の公表論文に共著論文が含まれている場合は、共著者全員の「承諾書」各1通 ただし、申請学生が承諾書を提出できない客観的事実が認められる場合であって、主指導教員の承認を得て申請学生が申し出を行い、研究科教授会がその申し出を承認したときは、この限りではない。

八 学位規則第19条第2項の規定に基づくやむを得ない事由により学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することを希望する場合 学位論文全文公表猶予申請書 1通

- 九 大学院海洋科学技術研究科が指定する研究者倫理教育を修了したことを証明する書類 1通

十 大学院海洋科学技術研究科が指定する学位論文の剽窃に係る確認を行ったことを証明する書類 1通

2 前項の申請書類は、次の期日までに提出しなければならない。

- 一 3月修了予定者 前年の12月の所定の日
- 二 9月修了予定者 7月の所定の日

3 学位論文の審査を申請した学生が、学位論文の審査に合格し、博士後期課程修了が認められた場合は、学位論文の全文の電子ファイル、学位論文内容の要旨の電子ファイル及び学位規則第14条第2号の規定に基づく審査結果の要旨の電子ファイル、並びに学位規則第19条第2項の規定に基づくやむを得ない事由により学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することが研究科教授会で承認された学生にあつては学位論文の内容を要約したものの電子ファイル及び製本した学位論文1冊を、研究科長に提出しなければならない。

4 研究科長は、前項の規定により提出された学位論文の全文の電子ファイル等を、学位規則第24条第2項の規定により本学の附属図書館に送付するものとする。

(審査の付託)

第14条 研究科長は、学位論文を受理したときは、その審査を研究科教授会に付託するものとする。

(審査委員会)

第15条 研究科教授会は、前条の付託を受けたときは、学位論文1編ごとに、学位規則第10条第4項の規定に基づく審査委員会を組織するものとする。

2 研究科教授会は、学位規則第10条第6項の規定に基づく他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員に加える場合には、当該教員等の略歴調書及び研究業績一覧により、その資格を判定するものとする。

3 審査委員会は、前項の審査委員以外の審査委員の中から、主査1名を互選するものとする。

4 審査委員会は、審査委員が疾病又は外国出張等のやむを得ない理由により審査を行うことができない場合は、研究科教授会の議を経て、審査委員を変更することができる。

(公開発表会)

第16条 審査委員会は、当該学位論文に係る公開発表会を行うものとする。

2 公開発表会は、原則として次の期日までに行うものとする。

- 一 3月修了予定者 2月の所定の日
- 二 9月修了予定者 8月の所定の日

(学位論文の審査基準)

第17条 審査委員会は、学位論文の審査を行うにあたり、前条の公開発表会の内容と併せて、当該学位論文が国内外の研究の水準に照らし、各研究分野における学術的意義、新規性、独創性及び応用的価値を有していることを確認するものとする。

(最終試験)

第18条 最終試験は、学位規則第11条の規定に基づき行うものとする。

(学位論文の審査及び最終試験の期間)

第19条 学位論文の審査及び最終試験は、次の期日までに終了するものとする。

- 一 3月修了予定者 2月の所定の日
- 二 9月修了予定者 9月の所定の日

第20条 削除

(報告書の提出)

第21条 審査委員会は、学位規則第14条第2号の規定に基づき、研究科教授会に報告するものとする。

(学位授与の特例)

第22条 博士後期課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して、学位論文の審査を申請し、学位論文の審査及び最終試験を経て学位授与の特例適用を認められ退学した学生が、退学後1年以内に学位論文の審査及び最終試験に合格した場合には、博士後期課程の修了とし、博士の学位を授与することができる。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

第2節 学位論文提出による博士の学位

(受理審査)

第23条 学位論文提出による博士の学位の授与に係る論文（以下この節において「学位論文」という。）の審査を申請する者は、研究科長の許可を得た後次条の規定による論文題目の届出に先立ち、当該論文の受理の可否について、審査を受けなければならない。

2 受理審査に関し必要な事項は、別に定める。

(論文題目の届出)

第23条の2 学位論文の審査を希望する者は、学位論文の題目及び研究内容を、次の各号に掲げる期日までに学位論文に関連のある専門分野の博士後期課程の研究指導を担当する教員（以下「推薦教員」という。）に届け出なければならない。

- 一 3月授与希望予定者 前年の11月の所定の日
- 二 9月授与希望予定者 6月の所定の日

2 推薦教員は、前項の届出に対し、論文審査委員候補者を記載した後、研究科長に速やかに提出しなければならない。

3 前2項の規定は、学位論文の題目を変更する場合に準用する。

(審査の申請)

第24条 学位論文提出による博士の学位の授与に係る論文の審査を申請する者（以下「申請者」という。）は、第23条の規定による受理審査を受けた後、次の各号の申請書類を推薦教員の承認を得た上、研究科長に提出しなければならない。

- 一 学位論文審査申請書 1通
- 二 審査用学位論文（和文又は英文とする。） 1編
- 三 論文目録 1通
- 四 学位論文内容の要旨（和文の場合は、2,000字程度、英文の場合は、1,200語程度とする。）
2通
- 五 履歴書 1通
- 六 学位規則第8条第1項ただし書きの規定に基づく学位論文の審査の参考となる公表論文（課程博士・論文博士の学位審査基準（論文数等）に関する申合せ1（2）に定める公表論文とする） 各1通
- 七 前号の公表論文に共著論文が含まれている場合は、共著者全員の「承諾書」各1通 ただし、申請者が承諾書を提出できない客観的事実が認められる場合であって、推薦教員の承認を得て申請者が申し出を行い、研究科教授会がその申し出を承認したときは、この限りでない。
- 八 最終学校の卒業（修了）証明書 1通
- 九 研究歴証明書（各機関） 各1通
- 十 学位規則第19条第2項の規定に基づくやむを得ない事由により学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することを希望する場合 学位論文全文公表猶予申請書 1通
- 十一 大学院海洋科学技術研究科が指定する学位論文の剽窃に係る確認を行ったことを証明する書類 1通

2 前項の申請書類は、次の期日までに提出しなければならない。

- 一 3月授与希望者 前年の12月の所定の日
- 二 9月授与希望者 7月の所定の日

3 学位論文の審査を申請した者が、学位論文の審査に合格し、博士の学位授与が認められた場合は、学位論文の全文の電子ファイル、学位論文内容の要旨の電子ファイル及び学位規則第14条第2号の規定に基づく審査結果の要旨の電子ファイル、並びに学位規則第19条第2項の規定に基づくやむを得ない事由により学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することが研究科教授会で承認された者には学位論文の内容を要約したものの電子ファイル及び製本した学位論文1冊を、研究科長に提出しなければならない。

4 研究科長は、前項の規定により提出された学位論文の全文の電子ファイル等を、学位規則第24条第2項の規定により本学の附属図書館に送付するものとする。

(審査の付託)

第25条 研究科長は、学位論文を受理したときは、その審査を研究科教授会に付託するものとする。

(審査委員会)

第26条 研究科教授会は、前条の付託を受けたときは、学位論文1編ごとに、学位規則第10条第5項の規定に基づく審査委員会を組織するものとする。

2 研究科教授会は、学位規則第10条第6項の規定に基づく他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員に加える場合には、当該教員等の略歴調書及び研究業績一覧により、その資格を判定するものとする。

3 審査委員会は、前項の審査委員以外の審査委員の中から、主査1名を互選するものとする。

4 審査委員会は、審査委員が疾病又は外国出張等のやむを得ない理由により審査を行うことができない場合は、研究科教授会の議を経て、審査委員を変更することができる。

(公開発表会)

第27条 審査委員会は、当該学位論文に係る公開発表会を行うものとする。

2 公開発表会は、原則として次の期日までに行うものとする。

- 一 3月授与希望者 2月の所定の日
- 二 9月授与希望者 8月の所定の日

(学位論文の審査基準)

第28条 審査委員会は、学位論文の審査を行うにあたり、前条の公開発表会の内容と併せて、当該学位論文が国内外の研究の水準に照らし、各研究分野における学術的意義、新規性、独創性及び応用的価値を有していることを確認するものとする。

(学力の確認)

第29条 学力の確認は、学位規則第12条第1項の規定に基づき次の方法で行うものとする。

- 一 学位論文及び専門分野に関連する研究能力並びに学識に関して、口頭又は筆記試験により行う。
- 二 英語等の語学力に関する確認は、口頭又は筆記試験により行う。

(学力の確認の特例)

第30条 学位論文の審査を申請する者が、学位規則第12条第2項の規定に該当する場合には、学力の確認を免除することができる。

(学位論文の審査及び学力の確認の期間)

第31条 学位論文の審査及び確認は、次の期日までに終了するものとする。

- 一 3月授与希望者 2月の所定の日
- 二 9月授与希望者 9月の所定の日

(学位論文の印刷公表の確認)

第32条 削除

(報告書の提出)

第33条 審査委員会は、学位規則第14条第2号の規定に基づき、研究科教授会に報告するものとする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年海洋大規第240-2号)

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年海洋大規第39号）

- 1 この要項は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に在学する学生にあっては、附則第1項ただし書きの規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年海洋大規第132号）

- 1 この要項は、平成24年11月22日から施行する。
- 2 改正前の第22条の規定に基づく手続きをした後、退学した学生にあっては、この要項の規定に基づく手続きをしたものとみなす。

附 則（平成25年海洋大規第42号）

この要項は、平成25年7月18日から施行する。

附 則（平成26年海洋大規第79号）

この要項は、平成26年10月23日から施行する。

附 則（平成30年海洋大規第83号）

- 1 この要項は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 この要項の適用日の前日に限に在学する学生は、なお従前の例による。

附 則（令和元年海洋大規第95号）

この要項は、令和元年6月20日から施行する。

附 則（令和2年海洋大規第49号）

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年海洋大規第120号）

この要項は、令和3年10月28日から施行する。